

鹿 児 島 県 公 報

令和元年5月21日（火）第5号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 救急病院等の認定の取消し (保健医療福祉課取扱い) 2
- 救急病院等の認定（2件） (保健医療福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 3
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 3
- 団体営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大島支庁取扱い) 4
- 宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告 (建築課取扱い) 4
- 鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令（※） (総務福利課取扱い) 4
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※） (職員課取扱い) 5
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年5月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市吉野町9668番1, 9669番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和元年5月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
肝属郡肝付町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第40号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所でなくなった。

令和元年5月21日

鹿児島県知事 三反園訓

診療所の名称	所在地
国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1

鹿児島県告示第41号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年5月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 病院の名称及び所在地

病院の名称	所在地
三船病院	鹿児島市吉野町10004番地1

- 2 認定の有効期限
令和4年5月22日

鹿児島県告示第42号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年5月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 病院の名称及び所在地

病院の名称	所在地
国分脳神経外科病院	霧島市国分向花133番地2

- 2 認定の有効期限
令和4年4月30日

鹿児島県告示第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年5月21日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
大信薬局上川内店	薩摩川内市御陵下町3144番地1	令和元年5月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和元年5月21日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
		変 更 前	変 更 後	
さくらの杜薬局 霧島市牧園町高千穂3617番地35	所在地	霧島市牧園町高千穂3617番地131	霧島市牧園町高千穂3617番地35	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第45号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、上屋久加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和元年5月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第46号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第1項の規定により、志布志市が行う土地改良事業団体営中山間地域総合整備（生産基盤型）有明地区倉ヶ崎換地区の換地計画に係る換地処分は、平成31年4月11日に行われた。

令和元年5月21日

鹿児島県知事 三反園訓

大隅地域振興局告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和元年5月21日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事 業 所		申 請 者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
クローバーよつばのいえ笠之原	鹿屋市笠之原町46番23号	株式会社スリーベル	東京都西東京市ひばりが丘北三丁目7番14号	鈴木 剛	令和元年5月1日	児童発達支援
放課後等デイサービスフレンズ	鹿屋市寿七丁目4-40	株式会社フレンズ	鹿屋市札元一丁目19番31号	益山 晋一	令和元年5月1日	放課後等サービス

大隅地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年5月21日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい福祉ヘルパーステーションAsobu。鹿屋事業所	鹿屋市今坂町10111番地17	合同会社楽園	鹿児島市明和二丁目33番1号	東 雄一郎	令和元年5月1日	居宅介護・重度訪問介護

大島支庁告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和元年5月21日

大島支庁長 松本俊一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
聖隷かがやき	大島郡龍郷町久場664番地	社会福祉法人聖隷福祉事業団	静岡県浜松市中区住吉二丁目12番12号	山本 敏博	平成31年4月1日	放課後等デイサービス

公 告

宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、その所在地を鹿児島県知事に申し出るよう宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和元年5月21日

鹿児島県知事 三反園訓

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日	免許証番号
株式会社薩摩コーポレーション	石橋 浩二	鹿児島市新屋敷町20-22-1 F	平成27年10月31日	鹿児島県知事（1）第6032号

教育委員会訓令

鹿児島県教育委員会訓令第1号

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年5月21日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会文書規程（平成24年鹿児島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月21日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「総括危機管理監」を「総括危機管理防災監」に、「医療審議監 土木監」を「本港区まちづくり総括監」に、「明治維新150周年総括監」を「地球温暖化対策総括監」に、「獣医務技監」を「獣医務技監 かがしまの食輸出戦略総括監」に、「室長補佐 知事秘書官」を「センター長補佐 室長補佐 知事秘書官」に、「給与係長 行政管理係長」を「給与係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年5月21日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pリング バースデイ 呪いの始まりFTX	株式会社藤商事	9P0278
ぱちんこ遊技機	PあのはなSLJA	サミー株式会社	9P0276
ぱちんこ遊技機	Pアナザーゴッドハーデス2ME	株式会社メーシー	9P0313